

田辺市人権教育啓発推進懇話会

田辺市人権施策基本方針の改定（案） について

平成29年10月31日
田辺市 人権推進課

1. 田辺市人権施策基本方針改定の背景

田辺市では、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の視点に立った施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

しかし、依然として同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人等に対する人権侵害や、様々な人権問題が発生しています。

また、社会情勢の変化に伴い、インターネット上での誹謗中傷が顕著になるとともに、プライバシーの侵害や職場におけるハラスメント、子どもの貧困問題など人権問題は複雑、多様化しています。

さらに、東日本大震災や紀伊半島の大水害において多くの生命、財産等が失われるとともに、災害時における避難所運営等で人権問題が顕在化しました。

こうした背景のもと、近年の人権に関する法律の施行や、「和歌山県人権施策基本方針」の第2次改定、「第2次田辺市総合計画」等との整合性を図るとともに、これまでの取組の成果や、新たな人権課題への対応を踏まえ、基本方針の改定を行うものいたします。

2. 改定の理由

田辺市人権施策基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するもので、策定にあたっては関連する法律等との整合性を図ります。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋） 平成12年12月6日施行

（地方公共団体の責務）

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3. 近年の人権問題に関する主な法律の動き

- 「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」平成26年1月17日施行
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(障害者差別解消法) 平成28年4月1日施行
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
(ヘイトスピーチ解消法) 平成28年6月3日施行
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」
(部落差別解消推進法) 平成28年12月16日施行

4. 和歌山県人権施策基本方針策定の動き

和歌山県では、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を平成14年4月1日に施行し、同条例に基づき、「和歌山県人権施策推進審議会」を設置するとともに、「和歌山県人権施策基本方針」を策定しました。

- 「和歌山県人権施策基本方針」策定
平成16年8月
- 「和歌山県人権施策基本方針」改定
平成22年2月
- 「和歌山県人権施策基本方針 第2次改訂版」策定
平成27年2月

5. 他市の人権施策基本方針等の改定状況

和歌山市：①平成23年3月 ②平成27年3月

紀の川市：①平成19年3月 ②平成28年3月

岩出市：①平成23年3月 ②平成28年3月

海南市：①平成18年3月 ②平成24年3月 ③平成29年3月

御坊市：①平成28年3月

新宮市：①平成21年3月 ②平成27年3月

橋本市：①平成17年3月 ②平成20年3月

田辺市民憲章

平成17年10月1日制定

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

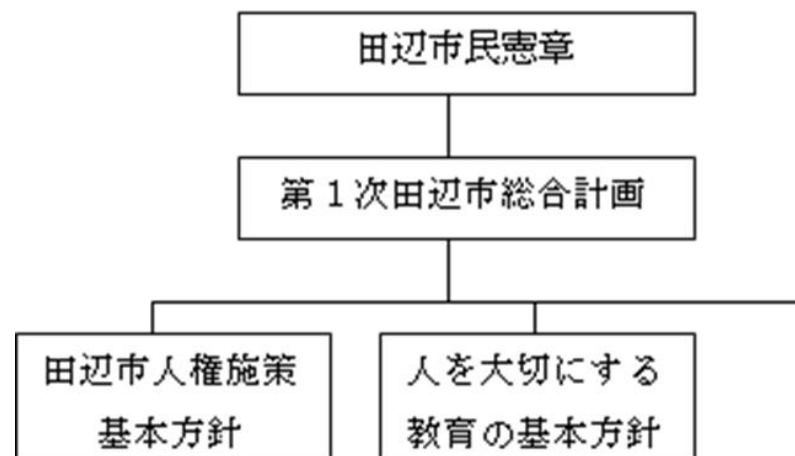
1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります

田辺市総合計画の基本理念

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

「まちづくりの基本理念は、今後も引き継いでいくべき大切な、そして、不変的なものであり、第2次田辺市総合計画においても継承することとします。

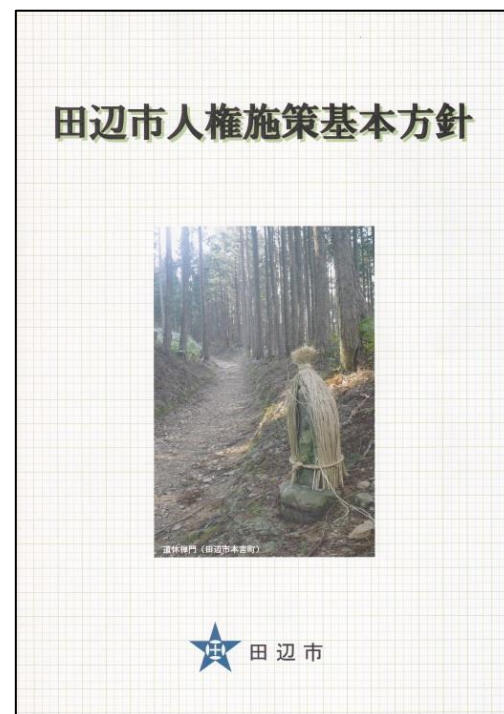
- 「田辺市人権施策基本方針」
- 「人を大切にする教育」の基本方針
- 「田辺市男女共同参画プラン」
- 「田辺市次世代育成支援行動計画」
- 「田辺市長寿プラン」
- 「田辺市障害者計画、障害福祉計画」など



田辺市人権施策基本方針の基本理念

「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」

市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策の推進に取り組めます。



現行の基本方針の第3章「人権問題の現状と課題」には、次のとおり15の人権課題を挙げています。

- ①同和問題
- ②女性の人権
- ③子どもの人権
- ④高齢者の人権
- ⑤障がい者の人権
- ⑥外国人の人権
- ⑦感染症・難病患者等の人権
- ⑧刑を終えて出所した人の人権
- ⑨犯罪被害者等の人権
- ⑩インターネット等による人権侵害等の問題
- ⑪性同一性障がい者
- ⑫アイヌの人々
- ⑬ホームレス
- ⑭環境と人権
- ⑮北朝鮮当局による人権侵害問題

改定の要点(案)

- 現行の「人権問題の現状と課題」について、近年の法令等の動きを踏まえ、①基本認識、②略年表、③現状と課題、④基本的な取組の改定を全体的に行い、田辺市における人権施策を総合的に推進するための方向性を示していく。
- 個人情報保護は、プライバシー保護の観点から、基本的人権の問題であるとの認識が重要なため、「**情報と人権**」の項目を追加。
- 災害時における人権に配慮した取組を新設するため「**災害と人権**」の項目を追加。
- 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、この問題について理解を深めていくため「**人身取引**」の項目を追加。
- 県内初となった「田辺市いじめの防止等に関する条例(平成26年7月施行)」により、児童等の人権が守られ、安心して生活を送ることができるよう、いじめの未然防止や早期発見・早期対応への取組の拡充。
- 女性への暴力や子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応への取組の拡充。

基本方針改定スケジュール(案)

平成30年度

年 月	小委員会	懇話会	人権推進課（事務局） ◎県補助申請	推進本部	幹事会	作業部会
30 4			◎平成30年度 県へ補助金交付申請書の提出	等 の 長 の 職 に あ る 者	幹 事 長 は 企 画 部 長 、 幹 事 は、 課 等 の 長 の 職 に あ る 者	作 業 部 会 長 は 人 権 推 進 課 長、 部 会 員 は、 係 長 の 職 に あ る 者
30 5		懇話会委員の推薦		本 部 長 は、 市 長、 副 本 部 長 は 副 市 長 及 び 教 育 長、 委 員 は 部 等 の 長 の 職 に あ る 者		
30 6						
30 7		第1回 懇話会 基本方針改定について説明 基本方針改定小委員会 委員について説明				
30 8	第1回小委員会 改定版 骨子案の検討			田辺市人権施策推進本部委員 の任命。		
30 9	第2回小委員会 改定版 骨子案の検討			庁内における協議。調整作業		
30 10	第3回小委員会 改定版 骨子案の検討			骨子案の配布・確認		
30 11	第4回小委員会 改定版 素案の検討	第2回 懇話会 基本方針の改定版 骨子案について審議	◎平成30年度 県へ補助金執行額見込みの提出			
30 12	第5回小委員会 改定版 素案の検討	第3回 懇話会 基本方針の改定版 素案を提出・意見交換		素案の検討・協議		
31 1	第6回小委員会 改定版 素案の修正	第4回 懇話会 基本方針の改定版 素案の個別内容の審議				
31 2	第7回小委員会 改定版 案の最終修正		パブリックコメントの実施	最終案の確認		
31 3		第5回 懇話会 パブリックコメントの報告 基本方針の改定版 案について審議・承認 市長への答申	印刷原稿の最終確認、印刷発注(4000部) 基本方針の改定版 報道依頼 基本方針の改定版 配布 ◎平成30年度 県へ補助金実績報告書の提出			

部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消法)について

平成28年12月16日に公布、施行され、全6条から成る理念法で、「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。(別紙資料1)

<ポイント>

- 現在もなお部落差別が存在するという国の認識が、法律によって明確に示された。(第1条 目的)
- 部落差別は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法に照らして、「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。(第1条 目的)
- 部落差別解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。(第5条 教育及び啓発)

なぜ、この法律が施行されたのか

<制定の社会的背景>

- インターネットの普及により、匿名性や拡散性を悪用した差別書込みによる人権侵害が拡大している。
- 「戸籍謄本等の不正取得事件」や「全国部落調査」の復刻版を出版する動きなど相継ぐ差別事件が全国で発生している。
- 特別措置法の失効後は、総合的な人権教育が進められてきた。
同和問題に対する意識が風化しつつある中、同和問題について、改めて正面から向き合う姿勢が求められている。
- 近年、様々な「差別解消」に関する法律が制定されてきた。